

令和6年能登半島地震において、多数の住宅・建築物が被害を受けており、改めて、全国的に住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。また、近年の物価及び人件費の高騰により、耐震改修工事費も高騰しているため、耐震改修に係る補助限度額の見直しを行い、耐震化を促進する。

<R6補正における拡充内容> 住宅、マンション、建築物、天井の耐震改修に係る補助限度額の見直しを行う

<住宅・建築物耐震改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)の概要> ※建築物耐震対策緊急促進事業も同様に見直し
 ※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

住宅

耐震診断 民間実施：国と地方で2/3

個別支援

補強設計等 民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 戸建住宅: 83.8 **97.86**万円/戸 (多雪区域の場合: 400.4 **117.32**万円/戸)
 - ✓ マンション: 補助対象単価(50,200 **51,700**円/m²※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高いマンション: 55,200 **56,900**円/m²
- ✓ 上記以外の住宅: 補助対象単価(34,400 **39,900**円/m²※) × 床面積 × 交付率
- ※多雪地域の場合: 40,900 **47,800**円/m²等
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費(密集市街地等で防火改修を行う場合は防火改修工事費を含む)を合算した額(建替えは改修工事費用相当額に対して助成)

■ 交付額(ただし、補助対象工事費の8割を限度)

耐震改修の種別	交付額(国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150 175 万円
多雪区域	120 140 万円
その他	100 115 万円

■ 対象となる市区町村

- 以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。
- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
 - ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
 - ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
 - ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

建築物

耐震診断 民間実施：国と地方で2/3

補強設計等 民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物
 - ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
 - ・1,000m²(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあつては500m²)以上等
 - 避難所等
- 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23%
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 建築物: 補助対象単価(54,200 **57,000**円/m²※) × 床面積 × 交付率
- ※倒壊の危険性が高い建築物: 56,300 **62,700**円/m²
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

※住宅金融支援機構の「リ・バース60」による利子補給(無利子化等)を利用する場合は、交付額より最大57.5万円を減ずる。